

## 償却資産(固定資産税)の所有者は申告を

☎ 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3421 ☎ 0857-20-3401

**対象** 事業を行っている個人や会社で、市内に下表の償却資産を所有している場合  
**提出内容** 平成29年1月1日現在の資産の状況について、償却資産申告書を提出してください。

**持ち物** 【個人名義で申告する場合】個人番号カードなど(番号確認)、運転免許証など(身元確認) ※郵送の場合は写しを添付  
**提出期限** 1月31日(火)  
**提出先** 駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民福祉課

### 償却資産の種類と具体例

種類	資産の例
第1種 構築物 (建物附属設備を含む)	プレハブなど簡易な建物で家屋評価としないもの、舗装路面、広告塔、門、フェンス、外灯、側溝、建物から独立しているキャノピーなど
第2種 機械および装置	工作機械、製造機械、印刷機械などの機械設備、ブルドーザー、パワーショベルなど土木機械、屋外の受変電設備、太陽光発電設備(出力10kW以上)など
第3種 船舶	漁船、貨物船、客船、ボートなど
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種 車両および運搬具	自転車、リヤカー、構内運搬車、フォークリフト、大型特殊自動車など(ただし、自動車税や軽自動車税を課されているものは除く)
第6種 工具・器具および備品	机、椅子、ロッカー、レジスター、パソコンなどの事務機器、理美容機器、医療機器、測定工具、厨房用品、冷暖房機器、音響機器など

### インターネットによる電子申告「eLTAX」のご利用案内

本市では、エルタックスによる固定資産税(償却資産)の電子申告を受け付けています。エルタックスのサービスは無料でご利用いただけます。

#### ▼エルタックス利用によるメリット▼

- 自宅やオフィスからインターネットで手続きできます。
  - エルタックス用の無償ソフト「PCdesk」または市販の税務・会計ソフト(エルタックス対応ソフトに限る)で申告書が簡単に作成できます。
  - 複数の市町村(エルタックス参加団体に限る)への申告を、まとめて一度に送信できます。
- ※詳しくは、ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

※第1種構築物 賃借人(テナントの人など)が取付けた建物附属設備および内部造作・設備などで事業の用に供されている資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

## あなたの飼い犬・飼い猫は、ご近所に迷惑をかけていませんか？

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3218 ☎ 0857-20-3045、各総合支所市民福祉課 (☎ 14 ページ)

飼い犬や飼い猫のルールやマナーについての相談や苦情が多く寄せられています。飼い方について思い当たることはありませんか？

### 野良猫の世話をしない

不妊・去勢がされていなければ、どんどん増えて、フン・尿や鳴き声などによる周辺への被害や迷惑も大きくなります。無責任にエサだけを与えるのではなく、飼い主になって責任と愛情をもって飼育してください。

### 最後まで面倒をみる

飼育環境を整え、健康状態に気を配りましょう。家族の一員として、最後まで責任と愛情を持って飼育してください。どうしても飼えなくなった場合、責任を持って飼ってくれる人を探してください。

また、生まれた子犬や子猫を飼えない、新たな飼い主を見つけることが出来ないのであれば、飼い主の責任で不妊去勢手術を行いましょう。

### 迷子にしない

飼い主の連絡先がわかる首輪や名札、鑑札、マイクロチップを装着し、万が一迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。

### 犬はつないで飼う・無駄吠えをさせない

放し飼いはもちろん、散歩中も必ずリードをつけて放さないようにしてください。無駄吠えが続くと近所の人や犬(猫)が嫌いになります。無駄吠えの原因を解消するなど、しつけをしましょう。

### 猫は屋内で飼う

交通事故や病気、猫同士のケンカによるケガ、望まれない命を授けたりする可能性も少なくなります。また、フン・尿・毛・臭いに関する苦情の発生する恐れがなくなりますので、屋内で飼いましょう。

### ふん・尿を始末する

飼い犬・飼い猫が家族の一員であることを周囲の人に理解していただくためにも、フン・尿の始末は適切に行ないましょう。平成20年4月1日より、「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」により「飼い犬のフンの放置」は禁止されています。違反した場合、2万円以下の過料が科される場合もあります。

## 税金などのお支払いは、口座振替がおすすめ

☎ 駅南庁舎債権管理課 ☎ 0857-20-3433 ☎ 0857-20-3403

自動で引き落とされる「口座振替」なら、納期のたびに金融機関に行く手間が省け、納め忘れもありません。口座振替は、ペイジー口座振替受付サービスによる申込が金融機関への申込のいずれかをご利用ください。

### 【ペイジーによる申込の場合】

#### ■申込方法

市役所本庁舎・駅南庁舎・各総合支所の窓口で、キャッシュカードを使ってその場でお申し込みいただけます。

※カードの名義人ご本人のみの受付となります。

#### ■必要なもの

キャッシュカード・本人確認書類(運転免許証など)・

口座振替を希望する税などの納入通知書

#### ■利用可能な金融機関

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取信用金庫・中国労働金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)・島根銀行

### 【金融機関への申込の場合】

#### ■申込方法

金融機関の窓口で口座振替依頼書を受け取り、必要事項を記入後、その場でお申し込みいただけます。

#### ■必要なもの

通帳・届出印・口座振替を希望する税などの納入通知書

#### ■利用可能な金融機関

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取いなば農業協同組合・鳥取信用金庫・みずほ銀行・島根銀行・倉吉信用金庫・中国労働金庫・三井住友信託銀行・ゆうちょ銀行(郵便局)・鳥取県信用農業協同組合連合会本所・商工組合中央金庫鳥取支店・鳥取県信用漁業協同組合連合会本店

### ◎取扱税目・料金

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、幼稚園保育料、市営住宅家賃・駐車場使用料、受託県営住宅家賃・駐車場使用料、簡易水道使用料、下水道使用料、集落排水施設使用料、浄化槽使用料

※給与・年金などから特別徴収(天引き)されている市税・保険料は対象外です。

※振替開始期日、申込期限などについては、各担当課へお尋ねください。

## 危機管理課からのお知らせ

☎ 本庁舎危機管理課 ☎ 0857-20-3118 ☎ 0857-20-3042

### ■消火栓除雪のお願い

冬季は積雪のため消火栓の位置が分かりにくくなります。市民のみなさんも家のまわりの消火栓の除雪にご協力ください

### ■海岸漂着物にご注意を

有毒な物質が入ったポリタンクなどの容器類が海岸に漂着することがあります。見つけたときは、危機管理課にご連絡ください。

## 除雪に関するお願い

☎ 本庁舎道路課 ☎ 0857-20-3261 ☎ 0857-20-3048  
各総合支所産業建設課

### ■市道の除雪について

バス路線を中心に行います。生活道路など自宅周辺の雪かきは、市民の皆さんのご協力をお願いします。

作業上、除雪車が家の前や歩道に雪を積み上げてしまうことがあります。ご理解をお願いします。

路上駐車は作業に支障となりますのでやめましょう。雪を路上に投棄することは危険ですのでやめましょう。

### ■凍結防止剤について

凍結しやすい橋や坂道付近に「凍結防止剤」を置いています。路面が凍結したときなどにはご自由に散布ください。

### ■木の剪定をお願いします

市道沿いの植栽や竹木等について、雪の荷重で垂れ下がり道をふさいだり、幅員を狭めたりして通行に支障を来す恐れがあります。所有者は植栽や竹木などの剪定・伐採をお願いします。

鳥取市シティセールススペシャルサポーター石浦関もUターンを応援

## 住もう！鳥取市キャンペーン 「Uターン支援登録制度」

「子どもや孫を鳥取に帰らせたい」という市民のみなさんの切実な思いや、県外の人から「鳥取市の求人情報が分からない」などのお話をいただき、「Uターン支援登録制度」を開始しました。

※11月30日時点登録総数126件  
(実績Uターン者数 24世帯・37人)

### 【登録方法】

「Uターン支援登録制度申込書」に必要事項を記載の上、郵送、ファクシミリ、またはメールでお申し込みください。お申し込み受付後、必要な情報について、電話かメールで確認します。

※申込書の用紙など詳細については、下記へお問い合わせください。

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地  
定住促進・Uターン相談支援窓口  
(鳥取市企画推進部地域振興局地域振興課内)  
☎ 0120-567-464 (フリーダイヤル)  
☎ 0857-21-1594  
✉ chiikishinko@city.tottori.lg.jp

### 【登録者】

Uターンを希望される人またはそのご家族など

### 【情報提供】

「仕事」、「住まい」、「暮らし」など、ご本人またはご家族が必要とする、本市の最新の情報を幅広くご提供します。6人の専任相談員がきめ細やかで継続した対応を行い、親身になってさまざまな相談をお受けします。